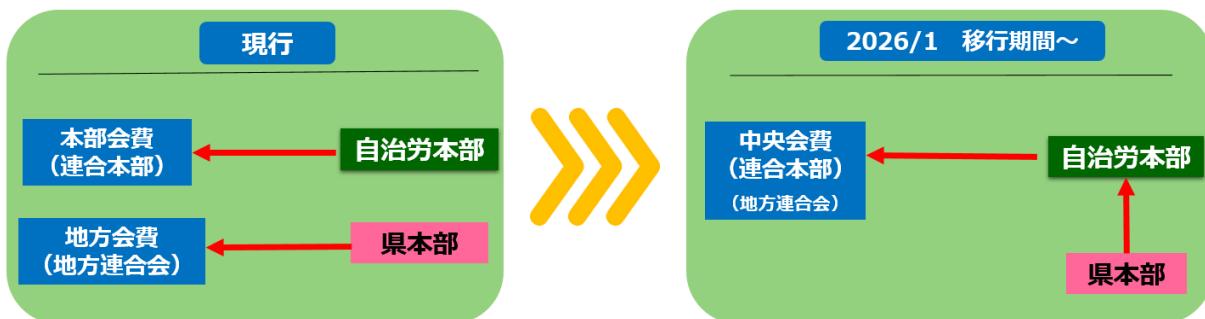


連合新会費制度における県本部負担の考え方について

1. 連合新会費制度における会費単価の決定について

2024年10月に開催された連合第93回中央委員会において、連合新会費制度における各ステップ・各区分の単価が決定しました。新制度では、現行制度の本部会費と地方会費が統合され、2026年1月より産別本部から連合本部に会費を一括納入することとなります。連合から示された「単価」は、産別としての金額であり、これを自治労本部と県本部で負担することになります。また、移行期間中は県本部が2025年度に各地方連合会に支払った会費を基礎額とする「賦課金」もあわせて納入することとなります。

【納入方法】



【会費単価区分】

	連合	自治労対応
区分A	一般	自治労登録納入確定 減免なし
区分B	パート等 (週 20 時間以上)	自治労登録納入確定 年収減免A・B
区分C	パート等 (週 20 時間未満)	自治労登録納入確定 年収減免C

2. 新制度における県本部負担分の考え方について

(1) 新会費と賦課金について

新制度では、制度完成（2035年1月）まで第1～6ステップの移行期間（2026年1月～2034年12月）が設けられますが、この期間中は「新会費」と「賦課金」の組み合わせとなり、賦課金が段階的に減少し新会費に移行します。そのため新会費の単価はステップごとに上がっていき、第6ステップで最終単価に到達します。県本部負担は、①新会費（県本部負担分）+②賦課金となります。

① 新会費（県本部負担分）

連合が示す新会費の「単価」のうち、県本部負担分のステップごとの単価について別紙①の通りとします。納入人員は、自治労大会で確認する自治労登録組合員数の90%です。登録数の連合会費への反映は翌年1月～12月となり、自治労組合費とは時期、納入率ともに異なるため注意が必要です。

例) 2026年6月1日登録数

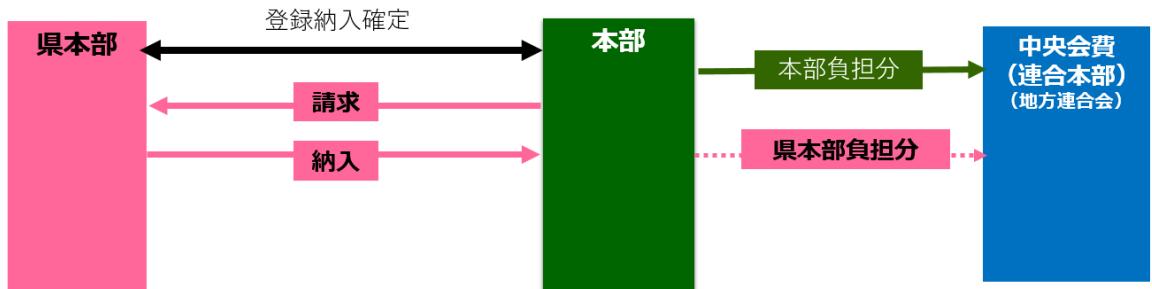
連合会費	2027年1月～12月 (第2ステップ)	納入率 90%
自治労組合費	2026年10月～2027年9月	納入率 80%

② 賦課金

第1ステップは県本部が2025年度に地方連合会に支払った会費相当額、第2ステップ以降は、前年の賦課金に登録人員の増減と一定の係数を乗じて算出します。

2025年度とは、2025年中に期末を迎える会計年度であり各地方連合会の会計年度によって対象期間は異なります

- ※ 県本部負担分は①+②であり、単純に①のみとならないことに注意が必要です
- ※ 2026年1月より本部は県本部に毎月「自治労組合費」と「連合会費（県本部負担分）」をそれぞれ請求し、各県本部は自治労本部に納入します



第1ステップ（2026年1月～12月）

- ① 「新会費（県本部負担分）」 =なし
- ② 「賦課金」 =県本部が2025年度に地方連合会に支払った会費相当額
 - 第1ステップの賦課金額は、2025年6月の自治労登録納入確定の発文にて各県本部に周知します。この金額は、連合本部が各地方連合会の予算書をもとに算出した金額です
 - 県本部においても、2025年度の地方連合会費予算と相違ないか確認をお願いします

第2ステップ（2027年1月～2028年12月）

- ① 「新会費（県本部負担分）」
 - =区分A（自治労登録確定減免なし） 22.3円×納入人員
 - 区分B（自治労登録確定年収減免A・B） 11.1円×納入人員
 - 区分C（自治労登録確定年収減免C） 8.5円×納入人員
- ② 「賦課金」 =前年度賦課金 × (今年度登録人員数／前年度登録人員数) × 4/5

第3ステップ（2029年1月～2030年12月）

- ① 「新会費（県本部負担分）」
 - =区分A（自治労登録確定減免なし） 40.3円×納入人員
 - 区分B（自治労登録確定年収減免A・B） 22.3円×納入人員
 - 区分C（自治労登録確定年収減免C） 17.1円×納入人員
- ② 「賦課金」 =前年度賦課金 × (今年度登録人員数／前年度登録人員数) × 3/4

第4ステップ（2031年1月～2032年12月）

- ① 「新会費（県本部負担分）」
- | | |
|---------------------|------------|
| =区分A（自治労登録確定減免なし） | 58.3円×納入人員 |
| 区分B（自治労登録確定年収減免A・B） | 33.4円×納入人員 |
| 区分C（自治労登録確定年収減免C） | 25.7円×納入人員 |
- ② 「賦課金」 = 前年度賦課金 × (今年度登録人員数／前年度登録人員数) × 2/3

第5ステップ（2033年1月～2034年12月）

- ① 「新会費（県本部負担分）」
- | | |
|---------------------|------------|
| =区分A（自治労登録確定減免なし） | 76.3円×納入人員 |
| 区分B（自治労登録確定年収減免A・B） | 44.6円×納入人員 |
| 区分C（自治労登録確定年収減免C） | 34.3円×納入人員 |
- ② 「賦課金」 = 前年度賦課金 × (今年度登録人員数／前年度登録人員数) × 1/2

第6ステップ（2035年1月～2035年12月）

- ① 「新会費（県本部負担分）」
- | | |
|---------------------|------------|
| =区分A（自治労登録確定減免なし） | 94.3円×納入人員 |
| 区分B（自治労登録確定年収減免A・B） | 55.7円×納入人員 |
| 区分C（自治労登録確定年収減免C） | 42.9円×納入人員 |
- ② 「賦課金」 = なし

(2) 会費の減額について

新会費制度では産別全体に一定の会費減額が設けられています（各ステップのA区分×6,000人分）。これを県本部の登録数によって按分し、県本部の会費から毎月控除することとします。適用は第2ステップ以降となります（2027年1月～）。第2ステップでは月額3,000～50,000円の減額を想定していますが、登録数による按分のため、減額は県本部ごと、年ごとによって異なります。

(3) 会費のシミュレーションについて

別紙②にて会費額の試算ができます。上記(2)の会費の減額についてはこの試算に含みません。

3. 社保労連の会費の考え方と共闘協力金について

社保労連は全国に組合員がいることから、社保労連組合員の地域における活動資金として、毎年社保労連から自治労本部経由で各県本部に共闘協力金が支払われています。この中には社保労連組合員が地方連合運動に参画するための地方連合会費相当分も含まれています。

連合新会費制度では、社保労連は自治労大会で確認する社保労連の登録数に応じて、本部

に連合会費を納入することとなるため、2027年度予算分より、共闘協力金からあらかじめ連合新会費分を本部で差し引き、その差額を共闘協力金として各県本部に交付することとします。

4. 今後のスケジュールについて

2025年6月	2025年自治労登録納入確定
2025年8月	第99回定期大会において必要な規約・規則の改正

Q8 移行期間（9年）では何をするの？ ②

6段階のステップで完全移行していきます

